

## 第141回 関西広域連合委員会

日時：令和4年4月28日（木）

場所：大阪府立国際会議場10F 1004-7会議室

開会 16時40分

○仁坂広域連合長 それでは定刻でございますので、関西広域連合委員会を始めさせていただきます。

まず、議題1は、「関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について」でございます。これについては、関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議という位置付けでさせていただきます。

では、まず発生状況と医療体制について広域防災局、広域医療局から報告をお願いし、その後、緊急提言の案について、議論したいと思います。

○広域医療局 では、広域医療局でございます。

資料3ページ、別添1-1をご覧ください。

こちらにつきましては、6ページにかけまして、関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況を取りまとめさせていただいております。

続きまして、9ページをご覧ください。別添2でございます。

ワクチン接種状況や検査実績などを取りまとめております。ワクチン追加接種の状況につきましては、4月21日時点では、構成府縣市全体で前月比プラス15ポイントとなっているところでございます。

続きまして、11ページの参考1をご覧ください。

こちらは、小児（5～11歳）へのワクチン接種の状況になります。学校や児童による施設等における子供の感染が続いておりますが、各府縣市においては相談窓口の設置や啓発活動など接種に向けた取組が展開されているところでございます。

続きまして、12ページの参考2をご覧ください。

こちらは、12歳から17歳のワクチン追加接種の状況となります。国の通知によりま

して、3月25日から追加接種が可能となり、各府県市におきましては接種体制の構築が図られております。なお、ファイザー社製ワクチンに限定されたにもかかわらず、国からは追加配分を行わない方針が示されておりますことから、この年齢層の接種状況につきましては、ワクチンの配分状況も含め、引き続き注視していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○広域防災局　　続きまして、広域防災局でございます。

59ページ、別添4をご覧ください。

「関西 GW感染対策徹底宣言」の案でございます。現在、新規陽性者数は若い方々を中心に高止まりの傾向でございます。家庭内での感染が増えているというご指摘もございます。特にゴールデンウィークは、ふだん会わない人との会食、そして人と人との接触の機会が増えますので、感染の再拡大が懸念されているところでございます。感染再拡大を防ぐためにも積極的なワクチン接種や、一人一人の基本的な感染対策の徹底を府県市民に呼びかけてまいります。

項目としましては3点でございます。1つ目は「ワクチンの積極的な接種」でございます。ワクチンは、重症化と発症リスクを下げますので、特に若い方々に向けて積極的な接種を呼びかけてまいります。

2つ目は「リスクの高い行動の回避」でございます。発熱等体調の悪い方におかれましては、帰省・旅行、イベント・行事への参加を控えていただきまして、帰省先や旅行先では、人混みや大声での会話などリスクの高い行動を避けていただくよう呼びかけてまいります。

3点目、「基本的な感染対策の徹底」といたしまして、学校や会社が休みとなるゴールデンウィークにおきましては家庭内での特に高齢者や子供の感染対策、そして高齢者施設や介護現場での基本的な感染対策の徹底を、引き続き求めていくということでございます。

続きまして、別添5でございます。

こちらにつきましては、「感染再拡大に備えた実効性ある対策に関する提言」といたしまして、4月20日に関西広域連合として関係省庁に要望をさせていただきましたので、ご報告をさせていただきます。内容につきましては、既に公表済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○仁坂広域連合長      ありがとうございます。

報告と、それから宣言案の2点について説明がありましたが、どんなことでも結構でございますので、皆さんからご発言願います。いかがですか。

どうぞ。西脇副広域連合長。

○西脇副広域連合長      この宣言につきましては、賛成でございます。京都府も昨日（4月27日）、対策本部会議を開きまして、ほぼ同様の呼びかけをしています。

1点だけ、この宣言の「基本的な感染対策の徹底」の中に、マスクや手指消毒と並んで「換気」の話がありますが、京都府には株式会社村田製作所がある関係で換気状況をモニタリングする機械がありまして、それを約3,000店舗に配りまして、データ収集及び現場調査をいたしました。

先日、国立感染症研究所が、エアロゾル感染を主要感染経路の1つとして認めたということで、換気が非常に重要ということでございます。そうした知見を踏まえまして、「換気対策ガイドブック」というものを作りました。一昨日（4月26日）の全国知事会でも私から紹介させていただき、実務的には、ご参考までにとということで各都道府県に提供させていただいております。ある程度、定期的に収集したデータに基づいたものであり、現場調査もしておりますので、是非御活用いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○仁坂広域連合長      それは大変ありがとうございます。みなで参考にして、それぞれの団体で知見を取り入れるようにしたらいいのではないかと思います。

ほかにございませんか。

吉村委員、どうぞ。

○吉村委員　　明日からゴールデンウィークを迎えるにあたって、関西で1つのメッセージを出すというのは重要なことだと思っています。ですので、この宣言について賛成ですし異存はありません。

ただ、追加で少し思うところがございまして、新型コロナ対策を進めていく中で感じますことは、高齢者の方に感染が広がると非常に厳しい状況になるということです。これは大阪で第6波の対策をしている中で非常に感じたところでもあります。ですので、宣言には帰省や旅行等々についていろいろ書いてありますけれども、とりわけ祖父母の実家に会いに行くような場合について注意が必要だと考えます。普段接触している家族同士で旅行に行って帰ってくるよりも、普段会ってない祖父母に会いに行く、帰省をする。関西の場合は、関西に実家があるという人も多いから、他の地域から関西に帰ってくる場合、あるいは他の地域に行く場合の両方があると思いますけれども、その両方において、とりわけ祖父母の実家に会いに行く、帰省するような場合には感染対策の徹底をお願いしたいと思います。今、主要駅ではそれぞれ無料の検査場をつくってしまして、大阪でも、JR新大阪駅と大阪駅の中につくっています。伊丹空港もつくっています。全国の主要駅でつくっていますので、関西から特に高齢の祖父母のいる実家に帰る場合、あるいは関西にそういう形で戻ってくる場合のいずれの場合にも、感染対策の徹底をお願いし、できれば、無料検査場で検査をした上での帰省をお願いするというようなことを、広域連合としてぜひメッセージを発信していただけたらというふうに思います。

○仁坂広域連合長　　ありがとうございました。修文しますか。

○吉村委員　　連合長に一任いたします。

○仁坂広域連合長　　別に構いません。

○吉村委員　　では、ちょっと修文をお願いできれば。

○仁坂広域連合長　　修文してよろしいでしょうか。では作業をしておいてください。  
ほかにございませんか。

それから、ワクチン接種が非常に大事でございまして、和歌山県でも、ワクチンを3回接種していると感染率はかなり下がる、それから重症化するリスクはもっと減るということで、数値が一桁と変わってくるという気がします。

したがって、ぜひワクチンを打ってもらいたいと思いますので、各府県市ではすでに同じようなことをメッセージとして出しておられると思いますけれども、この宣言案でも同じように記載しております。

その中で、4回目の接種については国の方針が決まりまして、60歳以上、それから基礎疾患のある人には4回目の接種をしましょうということでガイドラインなどが示され始めたところですが、「60歳以上」というのは接種券を出しやすいですが、「基礎疾患のある人」というのはどのような定義で、どのような人に接種券を出すのだろうかという疑問に感じます。実際に接種券を出すのは市町村になりますが、もう少しきちんとした定義を示してもらったほうがいいのではないかという感じがするのですが、この点について、皆さんのご意見を賜りたいと思います。

永藤委員、どうぞ。

○永藤委員　　4回目の接種に関しましては、本日、厚労省の自治体向けの説明会が行われているそうです。本市担当者も出席していますので、先ほど配布資料を確認しましたら、その資料には「基礎疾患の一覧」が記載されておりました。ただ、一覧は記されているけれども、接種の要否は「医師の判断に任せる」ということです。重症化リスクが高いかどうかを医師の判断に任せられてしまうと、接種券を発行する現場で混乱が起きかねないと思いますので、「重症化リスクが高い」あるいは「医師の判断による」という点については、もう少しきちんと定めておく必要があるのではないかというふうに考えています。

以上です。

○仁坂広域連合長　　今のご発言の点も含めて、これから知事会、関西広域連合、それから各府県市、広域医療局など皆で情報を取り、お互いに共有して各市町村に情報提供していくことに努力することにしましょう。

それでは宣言は今、修正しておりますので、後で配らせていただくこととし、次の協議事項に入ります。

「地方分権改革に関する提案募集に係る令和4年の提案について」でございます。事務局からお願いします。

○事務局　　資料2をご覧ください。

提案募集におきましては、「1 対応方針（案）」にございますように、これまで分権型社会を実現するといった観点から、「大括り方式」、これは事務権限の移譲の限定的な見直しだけではなく、関連する事務権限を一括して移譲することを求めるものであり、「特区方式」、これは実証実験的に権限移譲を行うものですが、これらについて提案してまいりましたが、内閣府からはそれらにつきましても具体的な支障事例が求められるとともに、支障事例を示した場合でも省庁自らが対応され、関西広域連合への権限移譲は難しいという状況が続いております。

そこで、本年は枠内にございますように、（1）により広域連合制度の本来の趣旨に立ち返り「『広域行政ブロック単位の広域連合』の役割の法制化と権限移譲要請権の抜本的拡充」、（2）によりデジタル化の推進を踏まえた「資格免許・登録事務におけるデジタル化の推進」、そして（3）のこれまでと同様の「構成府県市提案事項に係る共同提案の調整」の3つの方針で提案を行うこととしております。

このうち、1点目は新しい方針です。平成7年に地方自治法が改正され、広域連合制度が創設されましたが、その目的は当時の国会でも議論がございまして、「多様化した行政需要に適切かつ効率的に対応」とともに、「国からの権限移譲の受入体制を整備」するためでした。しかしながら、関西広域連合に対する国の事務権限の移譲は進んでいないのが現状でございます。

そこで、「2 関西広域連合からの提案候補（案）」のうち、提案事項①「『広域行政ブロック単位の広域連合』の役割の法制化」といたしまして、国と地方の役割分担において広域行政ブロック単位の広域連合、これは、ごみ処理や消防目的などの市町村で構成する広域連合ではなく、関西広域連合のような広域連合を指す言葉として使用しておりますが、この関西広域連合のような都道府県域を越える広域連合を法的に位置づけ、事務権限移譲の受入主体であることを明確化することを提案しております。

提案事項②「広域連合制度における国の事務移譲要請権の拡充」については、要請権は法律上、国に移譲を要請できるのは広域連合の事務に密接に関連するものに限られており、事実上新たな事務の移譲を求めることができないものとなっておりますので、これまでも「要請できる事務の範囲の拡大、具体的な基準・手順の明確化」を提案してまいりましたが、加えて「協議への応答・支障立証義務の明確化」を提案しております。

そして、提案事項③「広域連合制度における『地方分権特区（仮称）』の導入」については、これまでも提案しておりました地方分権特区の導入に加えて要請権と同様に、国の協議への応答・支障立証義務の明確化を提案しております。

そして、新たな2つ目の方針、「（2）資格免許・登録事務におけるデジタル化の推進」については、今年度の国の重点募集テーマとして「デジタル」が位置付けられていることありまして、提案事項④「資格免許・登録関係手続のデジタル化」として、関西広域連合で実施しております調理師免許交付事務など3件と、各構成団体で実施しておりますクリーニング師免許交付事務など2件の事務につきまして、国で導入が予定されております「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の利用を求めるものです。

このシステムの利用により、これまで申請時に提出を求めていた戸籍謄本等の添付が不要になるとともに、デジタル化により事務の効率化が図れることとなります。

また、「3 スケジュール」につきましては、事前調整を済ませたうえで、6月1日までに内閣府に提出することとなっております。

以上でございます。

○仁坂広域連合長 ありがとうございます。本件につきましては、要望、意見について大分調整をしてきましたけれども、ご意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

では、これを提案募集に係る令和4年の関西広域連合からの提案として、国に提出するという事にさせていただきます。

それでは、以下は報告事項になります。①大阪・関西万博 関西パビリオン整備事業設計・施工業務公募型プロポーザルの実施について、本部事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料3をご覧ください。

4月19日（火）から、関西パビリオン整備事業のプロポーザル公募を開始しました。業務の概要については記載のとおりですが、今回は設計・施工から解体撤去までの一体発注としております。工事の参考価格は5億3,000万円としております。内部展示と外構工事についてはまだ別途ございますし、展示物についてはこれからの検討でございます。なお、テーマは「いのち輝く関西悠久の歴史と現在」、それから出展で我々が目指しますのは、「地域に息づく『いのち』と未来へ続く『いのち』の発信」ということ。それからもう一つは、「関西各地へのゲートウェイ」として、これにふさわしい建物を目指しているところでございます。

今回の出展主体でございますが、パビリオンを単独で出展されます大阪府・市を除く、関西広域連合の構成各府県が参加をしております。それから加えて、連携府県であります三重県と福井県の2県にも参加していただいているところでございます。

次のページ以降に、プロポーザルの実施要領、それから建築計画の概要書を添付しております。



以上でございます。

○仁坂広域連合長      ありがとうございます。ご質問などございませんか。

これからどんどん話が進んでいって、この提案への応募企業がデザインを描いてきたり、いろいろ具体的になってきますが、それに併せて機運が盛り上がってくることを期待しております。これから皆さんよろしくお願ひします。

では、その次でございますが、令和4年度「関西脱炭素アクション」の実施について、広域環境保全局からご説明ください。

○広域環境保全局      資料4をお願いいたします。

昨年11月に「関西脱炭素社会実現宣言」を発出したところでございますが、この宣言に基づきまして、住民・事業者・団体など多様な主体の皆様と連携を図りながら、オール関西として取組を進めていくこととしております。その一環といたしまして、今年度から省エネをはじめとした脱炭素の取組を広く呼びかける「関西脱炭素アクション」を実施することといたします。

「2 取組内容」でございますけれども、電力利用が高まる夏季・冬季に統一ポスターによりまして、省エネ等の脱炭素アクションを呼びかけることといたします。この統一ポスターでございますけれども、従来の取組を統合した上で、しかも両面に印刷をすることによりまして季節によって使い分けをしていただき、印刷部数を削減するとともに配送にかかるCO<sub>2</sub>の削減も図ることとしております。なお、呼びかけにあたりましては、各府縣市に所在する事業所、団体等とも連携をいたしまして、幅広い取組になるようご協力をお願いいたします。

また、アクションとは別に脱炭素社会の実現に向けた機運を醸成していくための「関西脱炭素フォーラム」の開催も予定をしているところでございます。今後、詳細を詰めていきたいと思ひますので、こちらについてもご協力もよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○仁坂広域連合長　　ありがとうございました。

本件について質問、ご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

では、次は、報告事項3の「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会について」、本部事務局からご説明ください。

○本部事務局　　資料5をご覧ください。

琵琶湖・淀川流域に対する研究会につきましては、「1. 経過」を踏まえまして、今年3月に開催されました有識者による研究会において頂戴したご意見、そしてそれらを踏まえた今後の方向性についてご報告いたします。

まず「2. リスクファイナンスに関する取組について」です。

(1)の概要にございますように、部会より、大規模水害時に「公助」「自助」では対応しきれない、地域における防災活動を経済的に支える「共助」としての取組、いわば流域全体のコミュニティでの水害に備えた保険制度などをご提案いただいております。

次ページの(3)にある連絡会議のまとめを踏まえまして、(4)にございますように、研究会におきましては研究会の議論の経緯やこれまでの検討結果などについて、広く情報発信すべきなどのご意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては(5)にございますように、流域の相互扶助制度や地域コミュニティによる共助の必要性、今回の調査等の情報発信、連絡会議で課題等を整理した報告書の関係機関への提案や、研究機関等との連携などを模索してまいりたいと思います。

次に「3. 水源保全に関する取組について」につきましては、(1)の概要にございますように、部会からは、流域の将来の姿のシナリオを共有し、流域の構成府県市全体で議論し、共有した将来の姿の具体化を目指していくことを提案していただいております。

(4) の連絡会議のまとめ等を踏まえまして、(6) でございますように研究会委員からの意見としまして、地球温暖化等の問題の水循環への影響への分析や、他の研究成果等を基にした意見交換などを行うべきなどのご意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、(7) にございますように、施策の共有や施策の効果の可視化などの取組、流域連携の機運を醸成するためのシンポジウム等の開催などを予定しております。

報告は以上です。

○仁坂広域連合長      ありがとうございます。結構、熱心に部会に分かれて研究していただきましたが、報告ができたということでございます。

三日月委員、どうぞ。

○三日月委員      ありがとうございます。精力的なご検討と取りまとめに感謝したいと思います。

先週、熊本市で行われた「第4回アジア・太平洋水サミット」に出席いたしまして、分科会で滋賀県の取組を話してきたのですけれども、やはり水にまつわる流域対策並びに国境あるいは府県域を越えた連携ですとか、水源から川・海に至る環境保全並びに水循環利用というものは難しくもあり、一方で、これに取り組むことが持続可能な社会をつくる上において大変重要だという、こういう方向性が示されておりましたので、そういう意味では、関西広域連合における研究や取組というのは、ある意味では先進的ですし、チャレンジングな内容だということを、改めて実感いたしました。例えば次回の第5回アジア・太平洋水サミットで、こういった関西広域連合の取組が発表できれば良いと思いましたが、この熊本市の会合では高校生や大学生など若い人の取組に関する発表などがございましたので、今後、これまでの「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会」の内容をさらに、例えば世界に向けて発信することや若い世代につなげていくことなどについても、ご検討いただければありがたいと思いましたが。

以上です。

○仁坂広域連合長      ありがとうございました。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

では、次の報告に移りたいと思います。「特区の動きについて」、特区担当からご説明ください。

○本部事務局      特区担当から、資料6「特区の動きについて」ご説明申し上げます。

2点ございまして、まず1点目は、関西イノベーション国際戦略総合特区についてでございます。指定区域が、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市の6府県市にまたがるものでございますが、令和3年度末に第2期計画の最終年度を迎えることから、国と協議を行ってまいりまして、令和4年3月25日付で、認定を受けることができました。第3期計画につきましては、令和4年度から同8年度までの5年間を計画期間といたしまして、これまで既に認定されたプロジェクトを継続して実施することになりましたので、引き続き事業者の設備投資に対する税制金融支援措置の適用が可能となったところでございます。本総合特区のこれまでの実績でございますが、全国7つの国際戦略総合特区中、最多の51プロジェクト103案件が認定されております。

次に2点目は、スーパーシティ型国家戦略特区についてでございます。スーパーシティにつきましては、既にご案内のとおり令和4年4月12日付で大阪市がスーパーシティの区域に指定をされました。引き続き、総合特区や国家戦略特区の活用によりまして、イノベーション創出や、ビジネスをしやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○仁坂広域連合長      ありがとうございました。これについて、何かご意見などございますか。

それでは、以下は資料配布でございます。では、「関西GW感染対策徹底宣言」につきまして、先ほど吉村委員のご提案に則して、リスクの高い行動の回避の最後に、

「とりわけ祖父母等高齢者と会う場合には、事前に検査を行うなど感染対策を徹底してください。」という文章を付け加えさせていただきました。

よろしいでしょうか。

それでは、これで我々の宣言とさせていただきます。

これで、本日の議題は終了ですが、この際何かご意見などがございませんでしょうか。

ございませんので、これで終了させていただきます。

○事務局　ありがとうございます。

それでは、ただいまから記者会見を行いたいと思います。報道の方から、ご質問のある方は挙手と社名、お名前を言っていただければと思います。

どなたか、ご質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これで記者会見もないようですので終わりたいと思います。

どうも、皆さんありがとうございます。

**閉会　１７時１５分**